

○県職員の給与削減について

1 経緯

国は、本年7月から国家公務員に準じた給与削減を実施することを前提として、本県の地方交付税及び義務教育費国庫負担金の約50億円を削減した。

県では、職員組合と交渉の結果、期末・勤勉手当を削減対象外としたうえで、6月県議会において、「財政力の脆弱な本県においては、職員の給与削減措置を執らざるを得ない」として一般職及び特別職に係る職員の給与等約37億円を減額する条例を制定した。

2 減額措置の概要

(1) 知事の減額

- ・ 給料月額 20%削減

(2) 一般職の減額

①給料月額

- ・ 行政職給料表適用者
1級・2級：4.77%削減、3～6級：7.77%削減、7～9級：9.77%削減
 - ・ 医療職(一)適用者
1級：4.77%削減、2級：7.77%削減、3级以上：9.77%削減
 - ・ 医療職(二)適用者
1級・2級：4.77%削減、3～7級：7.77%削減
 - ・ 医療職(三)適用者
1級・2級：4.77%削減、3～6級：7.77%削減
- ※ その他の給料表についても、国に準じて削減

②管理職手当

- 一律10%削減

③地域手当等の給料月額に連動する手当（期末・勤勉手当を除く。）の月額は、減額後の給料月額等の月額により算出

(3) 削減措置期間

平成25年7月1日～平成26年3月31日（9箇月間）

3 機構職員の削減試算額（県の削減方法による）

約2億4百万円（削減対象者数917人）

※当該機構における地方交付税影響試算額 約3千9百万円

4 機構の検討状況

6月10日に県に準じた削減案を機構職員組合に提示したところ、全面撤回を求められている。他都道府県の状況を注視しつつ、慎重に検討を重ねており、今後、状況を見極めたうえで組合交渉を経た後、改めて議案を持ちまわる予定。